

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 31) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税)
		② 上記以外の税目	(所得税：外) (国税 31) (住民税：外 (自動連動)) (地方税)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。 割増償却期間：5年間 償却限度額： 機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%
			《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。
			《関係条項》 ・離島振興法（昭和28年法律第72号） 第19条 ・租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 第12条第3項柱書及び表第2号、第45条第2項柱書及び表第2号、第68条の27第2項柱書及び表第2号 ・租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 第6条の3第12項第2号、第13項第2号、第16項及び第17項、第28条の9第12項第2号、第14項第2号、第17項及び第18項、第39条の56第2項第2号、第4項第2号及び第6項
5	担当部局		農村振興局農村政策部地域振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和2年9月 分析対象期間：平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯		平成6年度 創設（製造業のみ） 平成7年度 適用期限の2年間延長 平成9年度 適用期限の2年間延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加） 平成11年度 適用期限の2年間延長 平成13年度 適用期限の2年間延長 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加）

			平成 15 年度 適用期限の 2 年間延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成 17 年度 適用期限の 2 年間延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年間延長 拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ) 平成 21 年度 適用期限の 2 年間延長 平成 23 年度 適用期限の 2 年間延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成 25 年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充) 平成 27 年度 適用期限の 2 年間延長 平成 29 年度 適用期限の 2 年間延長 令和元年度 適用期限の 2 年間延長
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進を図る。 《政策目的の根拠》 ○離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)(抄) 第 14 条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。 2 国及び地方公共団体は、離島における水産業の重要性に鑑み、離島振興対策実施地域の漁業者がその周辺の海域の漁場において、安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改ざんについて適切な配慮をするものとする。 第 19 条 租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

○農林水産業・地域の活力創造プラン

(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成 30 年 11 月 27 日改訂)

Ⅱ 基本的考え方

森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。

Ⅲ 政策の展開方向

7. 人口減少社会における農山漁村の活性化

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する(略)。

また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。

(略)とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。

○食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策

3. 農村の振興に関する施策

(1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

① 中山間地域等の特色を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進

(略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設等と一体的な整備を推進する。

② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保

ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進

農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。

また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。

オ 農村への農業関連産業の導入等

(略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある産品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。

		③ 地域経済循環の拡大 イ 農畜産物や加工品の地域内消費 農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。														
	② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 3 農村の振興 《政策分野》 ⑬地域資源を活用した所得と雇用機会の確保														
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 ○離島振興対策実施地域の人口 令和元年度：358 千人→令和4 年度目標値 336 千人以上 ○目標値設定の根拠 平成28 年度末～令和元年度末の離島振興対策実施地域の人口減少率の平均を乗じて算出した令和4 年度末の当該地域の人口推計値は 336 千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。														
10	有効性等	① 適用数 ○適用件数 単位：件 <table><tr><th>区分</th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2 年度 (見込)</th><th>令和 3 年度 (見込)</th><th>令和 4 年度 (見込)</th></tr><tr><td>適用件数</td><td>6</td><td>16</td><td>20</td><td>25</td><td>28</td><td>31</td></tr></table> ※1 平成29 年度～令和元年度は、関係都道府県へ行った調査で、確認書の発行件数をもとに件数を算出。 ※2 令和2 年度は、関係都道府県へ行った調査の見込み件数（5 件）を基にし、令和3 年度、令和4 年度においては、令和2 年度の見	区分	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	適用件数	6	16	20	25	28	31
区分	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)										
適用件数	6	16	20	25	28	31										

		込件数並みとした。 【算出過程】 - 令和２年度適用見込件数＝令和元年度からの継続件数（20件）＋令和２年度適用見込件数（新規５件） 令和２年度の適用見込件数（新規）は５件なので（関係都道府県への調査による）、令和３年度、令和４年度も令和２年度並みとした。 - 令和３年度適用見込件数＝令和２年度からの継続件数（23件）＋令和３年度適用見込件数（新規５件） - 令和４年度適用見込件数＝令和３年度からの継続件数（26件）＋令和４年度適用見込件数（新規５件） ※ 算定根拠については別紙参照。														
②	適用額	○適用額 単位：百万円 <table><tr><th>区分</th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2 年度 (見込)</th><th>令和 3 年度 (見込)</th><th>令和 4 年度 (見込)</th></tr><tr><td>適用額</td><td>7</td><td>42</td><td>85</td><td>99</td><td>94</td><td>85</td></tr></table> ※ 1 平成 29 年度～令和元年度は、関係都道府県へ行った調査で、確認書に記載されている取得価額をもとに算出した。 ※ 2 令和２年度は関係都道府県から聞き取った見込み金額を基に算出し、令和３年度、令和４年度は令和２年度の見込件数（継続含む）の取得価額の 1 件当たりの平均を取得価額として、適用額を算出した。 【算出過程】 令和元年度適用額＝ 平成 30 年度適用額（継続）＋令和元年度適用額（新規） 令和２年度適用額＝ 令和元年度適用額（継続）＋令和２年度適用額（新規） 令和３年度適用額＝ 令和２年度適用額（継続）＋令和３年度適用額（新規） 令和４年度適用額＝ 令和３年度適用額（継続）＋令和４年度適用額（新規） 【計算式】 取得（年度当初残存）価額×償却率×割増償却率 ※ 算定根拠については別紙参照。	区分	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	適用額	7	42	85	99	94	85
区分	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)										
適用額	7	42	85	99	94	85										

③	減収額	○減収額 単位：百万円 <table><tr><th>区分</th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2 年度 (見込)</th><th>令和 3 年度 (見込)</th><th>令和 4 年度 (見込)</th></tr><tr><td>法人税</td><td>2</td><td>9</td><td>19</td><td>23</td><td>21</td><td>19</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0.2</td><td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>1</td><td>7</td><td>15</td><td>16</td><td>15</td><td>14</td></tr></table> ※ 1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。 ※ 2 計算式は以下のとおり。 適用額×法人税率※ ※：平成 29 年度は 23.4%、H30～令和 4 年度は 23.2%を用いて算出。 ※ 3 法人税の算定根拠については別紙参照。 また、減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり、算出した。なお、減収額は前項の「適用額」に記載されている数値を基に以下の式にて算出した。 【法人住民税】 減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人税減収額×県民税率 法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率 ※ 県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）」による） 【法人事業税】 減収額＝適用額×法人事業税率 ※ 法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）」による）	区分	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	法人税	2	9	19	23	21	19	法人住民税	0.2	1	3	3	3	3	法人事業税	1	7	15	16	15	14
	区分	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)																							
法人税	2	9	19	23	21	19																								
法人住民税	0.2	1	3	3	3	3																								
法人事業税	1	7	15	16	15	14																								
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的の達成状況 政策目的である離島における人口の著しい減少の防止について、平成 29 年度（平成 30 年 4 月 1 日時点）の離島人口は約 375 千人となっており、人口減少に歯止めがかかっていない状態である。 ○達成目標の実現状況 単位：千人 <table><tr><th>年度</th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2 年度 (見込)</th><th>令和 3 年度 (見込)</th><th>令和 4 年度 (見込)</th></tr><tr><td>人口</td><td>375</td><td>367</td><td>360</td><td>351</td><td>344</td><td>336</td></tr></table> ※ 1 平成 29 年度～令和元年度は、住民基本台帳の登録人数。 ※ 2 令和 2 年度～令和 4 年度の見込み値は、平成 29 年度～令和元年度までの人口増減率の数値を平均したものを乗じて算出。	年度	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	人口	375	367	360	351	344	336														
年度	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)																								
人口	375	367	360	351	344	336																								

			《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》						
			単位：人						
			年度	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)
			取得に 伴う新規 雇用数	11	13	19	9	9	9
			※ 1 平成 29 年度～令和元年度の新規雇用数については、関係都道県へ行った調査で確認した人数。						
			※ 2 令和 2 年度～令和 4 年度は、令和 2 年度の新規雇用数の見込み数。それをもとに令和 3 年度、令和 4 年度も同数と見込み算出。						
		⑤ 税収減を是認する理由等	離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。また、船や飛行機など交通手段が限られているため、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である。 こうした状況において、当制度が対象地域内の離島における中小企業の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。						
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、理論上は最終的な納税総額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。						
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。また、特例措置の対象は全業種としており、必要最小限の特例措置である。						
		③ 地方公共団体が協力する相当性	離島地域の振興に資する措置であり、当該離島地域が属する地方公共団体が協力する相当性がある。						
12	有識者の見解	－							
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月							

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

	年度	H29	H30	R1
	産業の振興に関する計画策定市町村数	38	50	109
	法人税率（％）	23.4	23.2	23.2
新	適用件数（件）	2	10	6
	適用額（百万円）	5	35	52
	減収額（百万円）	1	8	12
規	適用件数（件）	4	6	14
	適用額（百万円）	2	7	33
	減収額（百万円）	1	1	7
計	適用件数（件）	6	16	20
	適用額（百万円）	7	42	85
	減収額（百万円）	2	9	19

※「適用件数」及び「適用額」は都道県からの調査で確認書の発行件数をもとに算出した。

※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

○適用見込み

	年度	R2	R3	R4
	産業の振興に関する計画策定市町村数	109	109	109
	法人税率（％）	23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	5	5	5
	適用額（百万円）	28	7	7
	減収額（百万円）	6	1	1
規	適用件数（件）	20	23	26
	適用額（百万円）	71	87	78
	減収額（百万円）	17	20	18
計	適用件数（件）	25	28	31
	適用額（百万円）	99	94	85
	減収額（百万円）	23	21	19

※令和2年度の「適用件数」及び「適用額」は都道県へ行った調査の見込みをもとに算出した見込み値。それをもとに令和3、4年度の「適用件数」及び「適用額」の見込み値を算出した。

○算出根拠

【新規】

・令和2年度見込み（関係都道県への調査による）

＜適用件数＞見込み件数は5件。

＜適用額＞見込み件数で上がってきた数値をもとに算出した。

R2年度適用見込額＝継続適用額＋新規（R2見込）適用額

＜減収額＞R2適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

・令和3、4年度見込み

＜適用件数＞令和2年度の見込み件数並みとした。

＜減収額＞令和2年度の適用見込み件数（継続含む）の取得価額の1件当たりの平均を取得価額として、適用額を算出した。

＜減収額＞適用見込み額に法人税率（23.2％）を乗じて算出した。

【継続】

・当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込み件数（額）。

【計】

・当該年度の新規（初年）見込み件数（額）と継続（2年目以降）見込み件数（額）を合算したもの。